

# かけはし

JITCO JOURNAL

◎労務管理の窓から

**適正な賃金控除の実施に向けて**

◎日本語指導お困りですか？

**技能実習生の日本語の力をみる試験について**

●トピックス

## 安全と健康の指標

●第25回外国人技能実習生・研修生  
日本語作文コンクール募集要項について



4 Vol.129  
2017 April

# かけはし

JITCO JOURNAL



## 2017.4 Vol.129

表紙の写真：セントラル・マーケットと高層ビル(カンボジア・プノンベン)  
カンボジア南部に位置し、王宮や、政治、経済、教育を司る主要機関を有する首都プノンベンは、近年、商業都市として発展しています。クメール王朝時代の木造建築である王宮や国立博物館、フランス統治時代に建てられたアールデコ様式のセントラル・マーケット(写真手前)などに加え、新たに建築された高層ビル群が観光スポットとなっています。

### トピックス

#### 1 安全と健康の指標

#### 5 JITCO の教材

### 海外情報

#### 6 ■ 送出国在京大使館関係者等との交流会の開催について ■ フィリピン政府窓口との協議等実施について

### 労務管理の窓から

#### 8 適正な賃金控除の実施に向けて

### 日本語指導お困りですか？

#### 10 技能実習生の日本語の力をみる試験について

### もっと役立つ入管指南

#### 12 入管への諸申請に当たり提出する写真について

### お国ぶり暮らしぶり

#### 15 あなたの国のスポーツ事情

### JITCO ニュース

#### 19 ■ 第 25 回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール募集要項について

#### 20 JITCO カレンダー／2017 年度セミナーの受付を開始しました！／技能実習生向けチラシのご案内／編集後記

### 技能実習Days

- 圏友協同組合
- 協同組合クリエイティブ
- 能美金型製作所

# 安全と健康の指標

外国人技能実習生（以下、技能実習生という）が日本で計画通りに技能等を修得し、元気に帰国してそれぞれの母国の発展に貢献することは、技能実習制度に関わる者共通の願いです。

JITCOでは、厚生労働省の委託事業として、皆様のご協力のもと、技能実習生の労働災害防止や心身の健康確保に向けた取組みの指標となりうる技能実習生の労働災害（休業4日未満の災害を含む）や死亡事故（労働災害以外の原因を含む）の発生状況の把握に努めております。

技能実習生の数は、建設関係や食料品製造関係をはじめ全体として年々増加傾向にあり、2016年6月末現在21万人を超える技能実習生が在留しています。1年前の2015年6月末時点では約18万1千人の技能実習生が在留していましたので、16.2%増えたことになります。

以下に記載した統計及び分析を、監理団体、実習実施機関の皆様のさらなる安全衛生の取組みにご活用ください。

## 技能実習生の労働災害発生状況（2015年度）

2015年度（2015年4月から2016年3月までの間）に発生した技能実習生の実習中における業務災害（休業4日未満の災害を含む）の被災者数は1,501人で、これに通勤災害の114人を合わせた被災者総数は1,615人でした。

右図の**グラフ1**は、「技能実習開始後から災害発生までの期間別に被災者数」を集計したものです。業務災害のみを見ると、技能実習開始から1年半未満の間に全災害の67%が発生しており、雇い入れ時の安全衛生教育や基本的な指示に関する日本語教育の徹底が非常に重要であると言えます。

右図の**グラフ2**は、「業務災害の休業期間別の発生状況」です。これによると業務災害の約66%は、休業日数が4日未満の災害となっています。



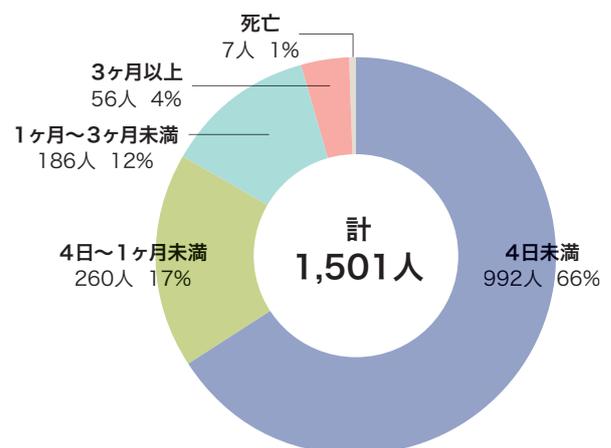
■**グラフ1**  
技能実習開始後から災害発生までの期間別被災者数

JITCO2016年9月調べ



■**グラフ2**  
業務災害の休業期間別発生状況

JITCO2016年9月調べ



続いて右図の**グラフ3**は、「業務災害の業種別の発生状況」です。特に「金属製品製造業」、「食料品製造業」、「建設業」の3業種で業務災害が多発しています。建設業では、休業4日以上の重大災害の割合が相対的に高くなっています。

次に、業務災害の「起因物別発生状況」（3ページのグラフ4）、「傷病部位別発生状況」（同グラフ5）、「事故の型別発生状況」（同グラフ6）を併せて見ていきましょう。

この3つの発生状況を要約すると、下図で示すようなパターンの業務災害が多く発生していることが分かります。

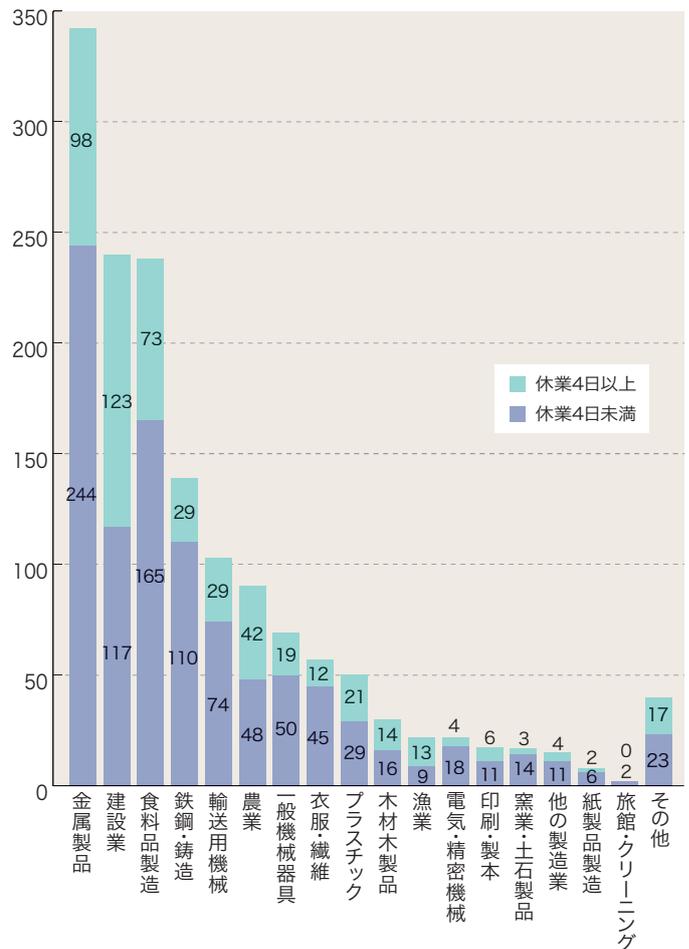
一般動力機械への手・指の「はさまれ・巻き込まれ」のほとんどは、材料や異物等を取り除く場合に機械を止めずにとっさに手を出したり、安全装置や防護設備（覆い・囲い等）を無効にして作業したこと等が原因で発生しています。

とっさの行動は人間の本能ですから、安全装置や防護設備（覆い・囲い等）で災害を防ぐのが有効です。また、材料や異物等を取り除く時には、必ず機械を完全に止めて作業することを、繰り返し教育して意識付ける必要があります。

加えて、万一の「はさまれ・巻き込まれ」事故の発生に備え、非常停止ボタンはいざという時に作業から手の届く範囲内に設置し、技能実習生には雇い入れ時等の安全衛生教育の場で、必ず実際に非常停止ボタンを押して即時に機械を止める訓練をさせることが、重大災害を防ぐために極めて重要です。

「飛来・落下」では、溶接や研磨作業による溶接の火花やグラインダーの削りかすが目に入る事例が数多くあります。技能実習生の多くは、母国では保護メガネや防塵マスク等の保護具を装着したことがなく、日本に来てから見よう見まねで着用するケースも認められます。JITCOの安全衛生巡回指導の結果によれば、保護メガネの着用率はおよそ7割程度ですが、着用の仕方が悪いために隙間から溶接の火花やグラインダーの削りかすが入る事故が多発しています。また、「防塵マスクは息苦しい」等の理由により着用率は半数程度であり、中には綿マスクを着用している技能実習生もあり、後々健康を害する危険性があります。

■**グラフ3** 業務災害の業種別発生状況



#### 何が原因で(起因物)

1位	一般動力機械	354人
2位	道具・用具、台車	306人
3位	材料	235人

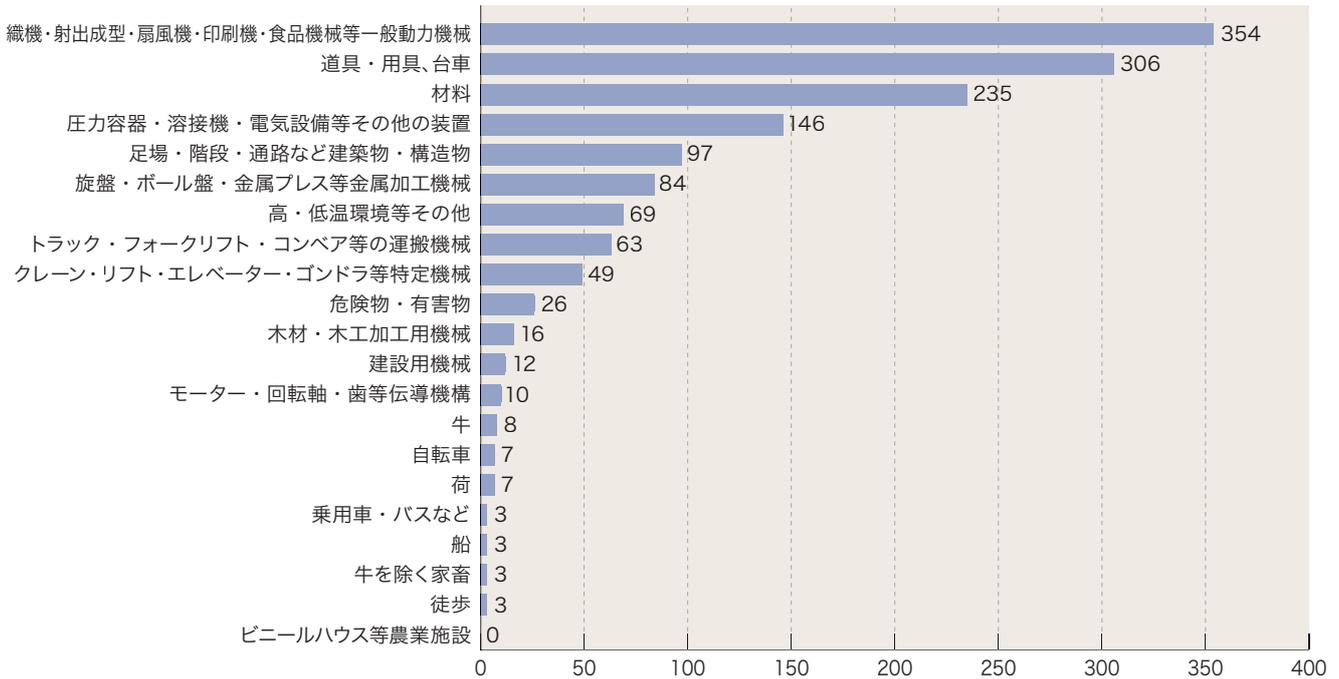
#### どのような災害が発生したか(事故の型)

1位	はさまれ・巻き込まれ	386人
2位	飛来・落下	385人
3位	切れ・こすれ	293人

#### 体のどこの部分に(傷病部位)

1位	手・指	788人
2位	足・脚	260人
3位	眼	217人

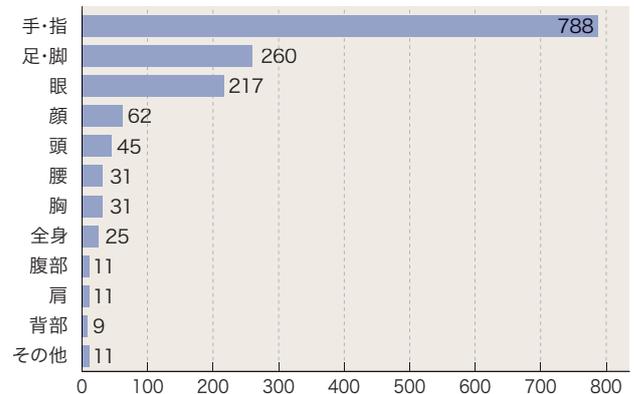
■グラフ4 業務災害の起因物別発生状況



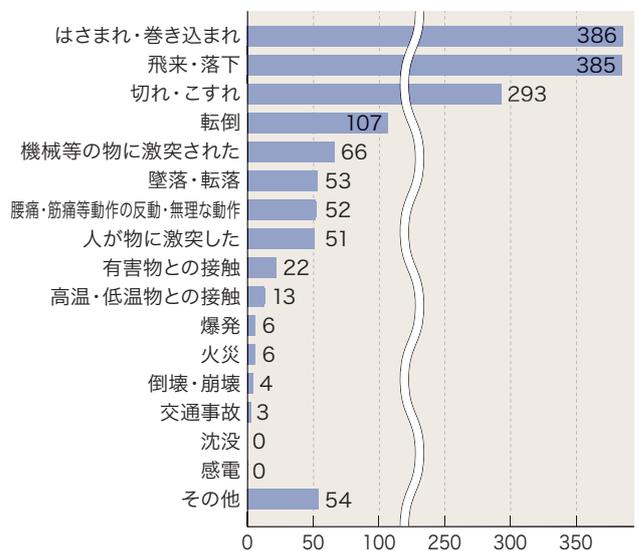
食料品製造業では、包丁や皮むき器等の調理具による手・指の「切れ・こすれ」が頻発しています。作業内容に合った適切な手袋等の保護具の使用が基本ですが、隣の人に手が当たらない作業スペースの確保や、技能実習生自身の良好な心身コンディションの維持にも気を付ける必要があります。

一昨年4月に、実習ニーズが高まっている惣菜製造業等が技能実習2号移行対象職種に追加されたことも手伝い、食料品製造業に従事する技能実習生の数は今後ますます増えていくものと見込まれています。これまで技能実習生を受け入れてきた事業所に加え、これから新たに技能実習生を受け入れる計画の事業所ではなおさらのこと、事故になり得る原因を除去する「先取り型」の労働災害防止対策が望まれます。

▶グラフ5 業務災害の傷病部位別発生状況



▶グラフ6 業務災害の事故の型別発生状況



## 技能実習生の 死亡事故発生状況（2015年度）

2015年度には30人の技能実習生が亡くなり、そのうち作業中の事故による死亡は7人でした。下表は死亡の原因別の構成比内訳を示しており、例年よりも作業中の事故による死亡の構成比が高いのが特徴です。

原因		2008～2015年度	2015単年度
①	作業中	16.7%	23.3%
②	交通事故	16.7%	10.0%
③	脳・心疾患	27.0%	26.7%
④	自殺	9.3%	6.7%
⑤	その他	30.2%	33.3%
⑤ 内訳	溺死	9.8%	13.3%
	疾病 (脳・心疾患以外)	10.2%	13.3%
	その他	10.2%	6.7%
合計		100.0%	100.0%

作業中の死亡事故の発生状況を見ると、就業制限業務（一定重量以上のクレーンの操作や玉掛け作業、フォークリフトの運転等）を無資格の技能実習生に行わせたケースが目立ちました。無資格就業により死亡事故が発生した場合には、行政機関の対応は非常に厳しく、原則として送検手続きが行われ、さらに新聞でも報道されています。

このように、被災した技能実習生にとっても受け入れた実習実施機関にとっても不幸な事態となることを防ぐため、技能実習生を就業制限業務に従事させる場合には、必ず資格を取得させておく必要があります。また技能実習生を就業制限業務の補助者として使う場合には、作業中に補助者だけになる時間が必ず発生しますので、「資格者が戻るまで安全な場所で待機する」等をルール化して、確実に守らせることが必要です。

一方、技能実習生側に死亡事故の原因があったケースもあります。実習実施機関に配属されて間もない1号実習生は、周囲の日本人従業員や先輩の技能実習生

たちの見よう見まねで「大丈夫だろう」と思い込んだり、言葉の壁により十分理解出来なかった指示も「わかりました」と言って不安全な行動を取ったりします。また、経験豊富で有能な技能実習生であっても、慣れや自己過信、勝手な思い込み、先回り等による不安全な行動を取り、思いも寄らない事故を起こすケースもあります。

技能実習生たちとの日々のコミュニケーションをより一層深め、心身のコンディションを良好に保ちつつ、技能実習生に、自ら主体的に危険を予知する習慣を身に付けさせることで、悲惨な労働災害を防ぎ、最終的には「安全衛生」という技能も諸外国に移転することが出来ると思います。

## JITCOの無料教材『安全衛生マニュアル』と『メンタルヘルスガイドブック』をご活用ください

JITCOでは、労働災害が比較的多い以下の業種・職種向けに『安全衛生マニュアル』を作成しております。また、一昨年度は『メンタルヘルスガイドブック』も新たに作成しましたので、併せてご活用ください。これらはJITCOホームページの「無料教材」のコーナーからダウンロードできます。

<http://www.jitco.or.jp/text/panf.html#textMuryou>  
冊子をご希望の際は送料がかかります。ご了承ください。

### 〔安全衛生マニュアル〕



### 〔メンタルヘルスガイドブック〕



- ▶ 建設業
- ▶ 金属製品製造業
- ▶ 食品製造業
- ▶ 耕種・畜産農業
- ▶ 溶接（近刊予定）

お問い合わせ先：能力開発部 対策課 TEL:03-4306-1176



# JITCOの教材

## 技能実習生への日本語教育教材の紹介 !!

### 外国人技能実習生のための日本語

技能実習生が日本での生活に適応し、技能実習の現場で効果的に専門分野の技術・技能・知識を修得するためには、それぞれの場面において必要な日本語能力を身につけることが大切です。この教材は、初歩的会話を学習する「生活基礎編」と、応用を学習するための「日常生活編」(いずれも日本語表記)があり、それぞれイラストを用いてわかりやすく学習内容を示しています。

また、各本編には別冊付録として「構成と使い方(教師用)」と「生活用語集」が付いています。「生活用語集」(日本語、中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語の5ヶ国語併記)は、教科書に出てくる用語の他にも、実際の生活で役立つと思われるたくさんの用語を項目別に分類して掲載しています。

### 外国人技能実習生のための日本語 生活基礎編(第4版) (賛助会員は割引)

〈別冊付録〉 ■構成と使い方(教師用)40頁 ■生活用語集(5ヶ国語併記)49頁

定価:各 2,160円(本体 2,000円+税) B5判 121頁

技能実習生が初めて日本語を学習する教科書(学習時間60時間)として開発されたものです。日本で生活するうえで最低限必要な表現を、やさしいものから順に学習していくことで、基本的な会話力や言語能力を修得することを目標としています。基本的な表現を、第1課の簡単な「自己紹介・あいさつ」から始めて、段階的に会話の応用バリエーションを増やして行く第18課まで学びます。各課は①基本の文、②新しいことば、③練習1、④練習2、⑤会話1、⑥会話2、⑦タスクの7つの要素で構成されています。なお、「生活基礎編」の学習を終えた後は、引き続き以下の「日常生活編」をご活用ください。



### 外国人技能実習生のための日本語 日常生活編(第3版) (賛助会員は割引)

〈別冊付録〉 ■構成と使い方(教師用)40頁 ■生活用語集(5ヶ国語併記)49頁

定価:各 2,160円(本体 2,000円+税) B5判 121頁

この教科書は、上記の「生活基礎編」よりワンランク上の応用力を高める会話習得を目指したもので、学習時間は60時間を想定しています。話題や場面を中心とした構成で、日常生活で頻繁に使われる、「食事」「訪問」「電話」「買い物」など18の場面で交わされるであろう会話を深掘りし、様々な表現方法を学びます。学習内容が具体的に理解できるように工夫されていますので、技能実習生に必要なと思われる話題や場面の課を適宜取り出して学習してください。



### 外国人技能実習生のための日本語 一般用語集 (賛助会員は割引)

■中国語版 ■インドネシア語版

定価:各 2,160円(本体 2,000円+税) A4判 85頁

この「一般用語集」は、実際の生活で役立つと思われる用語約1,000語を、「食べ物」「飲み物」「台所用品」「日用雑貨」などの39のテーマに分類して、1単語1イラストを用いて訳しており、理解しやすいようにとても工夫してあります。日本語を覚えるときや、意味がわからなくなって困ったときなどにも大いに活用ください。中国語版とインドネシア語版を刊行しています。



### 技能実習生のための日本語運用力確認シート (賛助会員は割引)

定価:2,592円(本体 2,400円+税) A5判

この確認シートは、技能実習生に必要な日本語運用力を面接形式で確認するものです。使い方は、面接時に課題シートを用いて、パートIでは主に話す力、聞く力を確認し、パートIIでは技能実習現場で頻繁に使われる言葉(時刻・月日、単位の付いた数字など)を聞き取ったり書いたりする力や簡単な漢字の理解などを確認します。入国前の学習でどのぐらい力がついているか、日本でのこれからの講習でどんな力をつけたいかを確認するのに役立ててください。

課題シートの大部分に6ヶ国語(中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語)の翻訳が付けてあり、翻訳を見せながら進めることができますので、通訳は必要ありません。



※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→有料教材→「教材のご案内」をご覧ください。

**【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター**

電話: 03-4306-1110

Fax: 03-4306-1116

E-mail: publication\_center@jitco.or.jp

## 海外情報

送出し国在京大使館関係者等との  
交流会の開催について

2017年1月12日、JITCOと技能実習制度に係るR/D（討議議事録）を締結している送出し国在京大使館関係者等を本部事務所に招き、技能実習制度改正や新制度下におけるJITCOの事業展開等について意見交換を行いました。



当日は、全てのR/D締結国（15ヶ国）及び関係機関から計33名の参加がありました。

本件に関する問い合わせ先：

国際部国際第一課【電話】03-4306-1150

フィリピン政府窓口との  
協議等実施について

2017年1月31日、フィリピン労働・雇用省（Department of Labor and Employment：DOLE）ベリヨ大臣への表敬訪問を行い、前日の1月30日には、同省の海外雇用庁（Philippine Overseas Employment Administration：POEA）との定期協議を行いました。

JITCOから、制度改正の内容、今後の見通し等について説明を行うとともに、制度改正後も引き続きJITCOは制度の更なる普及と円滑な利



労働・雇用省(DOLE)



右から3人目：ベリヨ大臣



海外雇用庁 (POEA)



右から4人目：サイ長官代理

用促進に向けた支援を継続する旨を伝え、フィリピン政府とJITCOはこれまでの協力関係を維持・強化することが必要であるという認識を共有しました。

また現地では、送出国機関（2機関）の視察も行いました。いずれの機関においても日本語教育の充実に力を注いでいる様子が窺えました。

また、増えている日本からの求人について、他国に比べて利用率が高いと言われているSNS



Uno Overseas Placement, Inc.



Uno Overseas Placement, Inc.



Prudential Employment Agency, Inc



Prudential Employment Agency, Inc

（ソーシャルネットワークサービス）が候補者募集において非常に力を発揮しているという説明がありました。

本件に関する問い合わせ先：

国際部国際第二課【電話】03-4306-1151

JITCOでは、送出国事情や認定送出国機関などについての情報提供を行っています。

お問い合わせ先 TEL：03-4306-1150 / 1151  
◆ 国際部 ◆ FAX：03-4306-1112

# 労務管理の窓から

## Q & A

### 適正な賃金控除の実施に向けて

技能実習制度上、技能実習生には労働基準法に則り、賃金を適正に支払わなければなりません。しかし、賃金からの控除について、不当な項目を控除している、控除協定書を締結せずに控除しているなどの不適正な事例が見受けられます。今回は、適正な賃金控除の実施について説明します。

**Q<sub>1</sub>** 技能実習生に賃金を支払うときに注意しなければならないことは何ですか。

**A<sub>1</sub>** 賃金は、労働基準法第24条で「通貨(本人の書面による同意等があれば金融機関への口座振込みによる賃金支払いも可能)」で「直接」「全額」を「毎月1回以上」「一定期日」(賃金支払いの5原則)に技能実習生本人へ支払わなければなりません。

**Q<sub>2</sub>** 賃金は必ず全額支払わなければなりませんか。

**A<sub>2</sub>** 賃金はその全額を支払わなければならないが、一部を控除して支払うことは原則として禁止されています。

ただし、法令に別段の定めがある場合(税金の源泉徴収、雇用保険料・社会保険料の控除等)(以下「法定控除」という)又は一定の要件を満たした労使の書面協定がある場合は、賃金の一部を控除して支払うことが許されます。

しかしながら、この労使の書面協定を締結せず技能実習生の賃金から控除しているケースが散見されます。協定なしに控除すると労働基準法違反となり、様々なトラブルに発展する可能性もありますので注意が必要です。

**Q<sub>3</sub>** 「一定の要件を満たした労使の書面協定」とはどのようなものですか？

**A<sub>3</sub>** 一般に「賃金控除に関する協定書(賃金控除協定)」と言いますが、実習実施機関は、事業

場の労働者の過半数が組織する労働組合があるときはその労働組合、当該労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と、賃金から一部を控除する旨の書面協定を結ぶ必要があります。

**Q<sub>4</sub>** どのような項目でも控除できますか？

**A<sub>4</sub>** 法定控除以外の「住宅、寮その他の福利厚生施設の費用、食費」等、事理明白なものは控除することができます。しかし、労使の協定による場合であっても、例えば「雑費」「事務管理費」「諸経費」など用途が不明なものは賃金から控除することができません。

また、技能実習生に支払う賃金から、宿舍費、光熱費を当該控除に基づき控除する場合において、控除する額は実費を超えてはなりません。

さらに、技能実習生の了解を得て親睦会費などの名目で控除する場合は、必ず収支表を作成し、技能実習生に対しいつでも使用状況を説明できるようにするとともに、帰国の際に残金があった場合は、技能実習生に返金する必要があります。

いずれにしても賃金に関するトラブルが生じないように、技能実習生に対しては、あらかじめ基本給や各種手当の賃金額及び、税金、社会保険等の賃金控除額についてはよく説明し、実際の手取り額について技能実習生が理解していることが必要です。

なお、法務省令、技能実習制度推進事業運営基本方針及び「外国人技能実習制度における講習手当、賃金

及び監理費等に関するガイドライン」(JITCO)等により、次のものは労使協定を結んでも控除対象外としていただきますので留意してください。

- (ア)監理費・管理費
- (イ)各種保険料の事業主負担分
- (ウ)健康診断費用
- (エ)技能実習2号への移行に係わる技能検定料等
- (オ)日本語教育費用
- (カ)技能実習生に対する相談・支援・生活指導に要する費用
- (キ)監理団体との連絡・協議に要する費用
- (ク)その他、監理団体、実習実施機関が負担すべきもの

**Q5** 労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と賃金控除協定を結ぶ必要があるとありますが、代表者は技能実習生であっても構いませんか。

**A5** 「労働者の過半数を代表する者」については、次のいずれにも該当している必要があります。

- ①労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではないこと
- ②「36(サブロク)協定を締結するものを選出する」や、「就業規則の意見書を提出する者を選出する」などの目的を明らかにした上で実施される投票、挙手等の民主的方法による手続きを経て選出されたものであること(労働基準法規則第6条2)

「協定書を技能実習生本人と締結してもいいのか」という質問がよくありますが、確かに上記を充たしていれば、技能実習生が代表者になることは可能です。しかしながら、賃金控除は日本人従業員にも関わる事項ですので、日本人従業員から代表者を選出することが一般的です。なお、家族経営で日本人従業員がおらず、労働者となるべき者が技能実習生しかいない場合は、上記を充たせば技能実習生が「労働者の過半数を代表する者」としてかまいません。

また、「技能実習生からしか控除しない項目なので、技能実習生本人と締結してもいいのか」という質問もありますが、たとえ技能実習生からしか控除しない項目であっても、賃金控除協定書はあくまでも上記の手続きを踏んだ労働者の過半数を代表する者との締結が必

要になりますので、上記の手続きを踏まない技能実習生との締結は無効となります。よって、たとえ技能実習生のみから控除している項目しかなくても、日本人従業員を含む労働者の過半数代表者との締結が必要です。技能実習生代表者であればいいと勘違いしているケースがありますが、法的には上記の手続きによって労働者の過半数が支持した者でなければなりません。

**Q6** その他に気をつけておくべきことはありますか。

**A6** 宿舍費等については、次の点に留意してください。

- a 宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはならない。<sup>(※)</sup>
- b 宿舍費の額、内訳及び計算方法について技能実習生本人に十分説明し理解を得る。
- c 一戸の住宅を複数の技能実習生に貸与している場合の一人当たりの宿舍費の額は、所定の賃貸料を人数で除した額を超えてはならない。
- d 技能実習生への宿舍貸与に当たっては、備品故障時の修理費用負担、退去時の原状回復費用負担など、帰国までに発生が見込まれる各種経費に関する負担割合について、事前に取り決めておく。
- e 電気・ガス・水道等諸経費についても技能実習生が使用した実費を超えてはならない。

※ベトナムからの受入れの場合、ベトナム傷病兵・社会省副大臣公文において、「技能実習生の給与からの住宅費の控除(講習期間は除く)は、20,000円/月を超えないこととする。ただし、東京、大阪、京都、名古屋に居住する技能実習生は、30,000円/月を超えないこととする。」となっています。

### ◎最後に

賃金を契約どおり支払っていても、不当な控除により、結果的に手取り額が数万円しかないというケースもあります。このようなことにならないよう、実習実施機関は、賃金控除のルールを理解し、適正な賃金支払いに努めなければなりません。控除には法定及び法定外がありますが、いずれにしても技能実習生には控除内容と金額を事前に説明し、理解を得ることでトラブルを発生させないよう対応が必要です。

# 日本語指導お困りですか？

監理団体や実習実施機関から寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスを  
ご紹介しています。今回は、**技能実習生の日本語の力をみる試験**についてのご相談です。

Q

今期の技能実習生が入国して半年が過ぎました。毎日の生活にも慣れたようで、指導員としては、仕事の上で日本語に大きな問題があるとは感じていませんが、技能実習生本人はもっと日本語を勉強して、試験を受けたいと言っています。どのような試験ですか。また、どのような支援ができますか。  
(K 協同組合 Gさん)

技能を身につけるだけでなく、せっかく日本にいるのだから日本語ももっと学びたい、とは熱心な技能実習生ですね。日本語の試験は、勉強の目標にすることができずし、同時に、日本語を学習した証拠を示すものにもなります。技能実習生の長い人生のキャリアを考えると、試験結果を履歴書に書くことで日本語の力があることを「見える化」することができます。外国人向けの日本語の試験は複数ありますが、代表的な試験として、今回は全世界で各回30万人以上が受験する「日本語能力試験」を取り上げ、支援者としての留意点もあわせてお話ししたいと思います。

**アドバイス1** ▶▶ **どのような試験か、まずは概要を理解しましょう。**

詳しくは「日本語能力試験」の公式サイトをご覧くださいののですが (<http://www.jlpt.jp/index.html>)、試験の概要は下記の通りです。

主催	国内 公益財団法人日本国際教育支援協会 国外 独立行政法人国際交流基金
日程	年2回(7月、12月)、全世界同一日程
会場	47都道府県、国外は69の国と地域の217都市 (2016年12月実績)
レベル	5段階 N1(難)～N5(易) (2010年より) ※1984年-2009年は1級(難)～4級(易)
試験形式	4択のマークシート
試験科目	言語知識(文字・語彙・文法)、読解、聴解
受験料	5,500円(2016年国内受験の場合)

次に、問題例を見てみましょう。ここで示したものは上記サイト内にある言語知識(文法)の問題例です。( )には選択肢のどれが適切か、マークシートで答えます。

- N5** おとうと 弟は へや( ) そうじを しました。  
1 が 2 を 3 に 4 の
- N4** A「わたしの けしゴム、見ませんでしたか。」  
B「あ、つくえの 下に ( )よ。」  
1 おちて います 2 おちて いません  
3 おちます 4 おちません
- N3** 父が短気なの( )、母の方は気が長い。  
1 において 2 に対して 3 について 4 によって
- N2** 最終のバスに間に合わなくて困っていた( )、  
運よくタクシーが通りかかり、無事帰宅できた。  
1 あげくに 2 ために 3 とたんに 4 ところに
- N1** いまさら後悔してみた( )、してしまったことは  
取り返しがつかない。  
1 ところで 2 といえども 3 にせよ 4 ばかりに

※「日本語能力試験」公式サイトより掲載。  
漢字のふりがなや語間のスペースの有無は、  
サイト内の表記に合わせています。

履歴書に書けるレベルとしては、中国、ベトナムはN2以上、インドネシア、フィリピン等ではN3以上が目安になるでしょう。

公式サイトにはその他にもいろいろな情報が掲載されています。日本語の他、英語、中国語(簡体字、繁体字)を選ぶことができます。ちなみに、JLPTとはJapanese-Language Proficiency Test の略です。

日本語能力試験 JLPT

日本語能力試験とは 試験の実態と結果通知 受験手続きの流れ 申し込み 受験料

日本語能力試験 2017 JAPANESE-LANGUAGE PROFICIENCY TEST

第1回: 2017年7月2日(日曜日)  
DATE: JULY 2, 2017 (SUNDAY)

第2回: 2017年12月3日(日曜日)  
DATE: DECEMBER 3, 2017 (SUNDAY)

お知らせ

- 2017.01.24 2016年第2回(12月)試験のオンラインでの試験結果発表を開始しました。
- 2016.11.10 2016年第1回(7月)試験のデータを掲載しました(応募者・受験者数・認定者数・認定率)
- 2016.08.24 2016年第一回(7月)試験のオンラインでの試験結果発表を開始しました。
- 2016.07.02 バングラデシュのダッカでの2016年7月日本語能力試験の受験中止について

日本語能力試験の実施日

第1回: 2017年7月2日(日)

第2回: 2017年12月3日(日)

※第2回は、7月の試験が行われる前、12月の試験が行われる前です。こちらを確認してください。

問題例に挑戦しよう!

日本語能力試験公式サイト トップページ

## アドバイス2 ▶▶ 試験の特徴を知って十分に準備し、結果は適正に評価しましょう。

問題例からもわかるように、日常生活の口頭でのやりとりで使う表現に限らず、主に読み書きで使う表現等の出題も多いため、十分な試験対策が必要です。

特に、どのレベルでも漢字の力が重要です。ベトナムやインドネシア等の非漢字圏の技能実習生は、レベルに合わせた漢字学習が欠かせませんし、漢字の字形を見慣れた中国人であっても、日本語としての漢字の読み方は新しく学ぶ必要があります。訓読みについては、送り仮名も含めて慎重に確認しながら身につけることが必要です。公式サイトによれば、各レベルの合格ラインは総合点に対して5、6割程度なのですが、科目ごとに「基準点」という最低ラインがあり、その基準点に満たない科目が1つでもあれば、他の科目が満点でも合格できません。その点からも、漢字学習は避けて通れないのです。

また、「話す」力については、現在の試験科目では測れないことにも注意が必要です。実際、N1に合格していても流暢に話せない人は少なくありません。試験結果はあくまでも「あるレベルまで日本語を勉強した証拠」としてとらえ、実際の、特に会話力については、日々の日本語でのやりとりを通して培われるものとお考えください。

## アドバイス3 ▶▶ 受験を目指す技能実習生に対していろいろな支援ができます。

最も難しいN1でも、日本語母語話者なら4択問題で正解を選ぶのは易しいことですが、なぜそれが正解で、他の3つが不正解かを説明するのは、外国人の学ぶ文法に沿った知識がないと難しいでしょう。市販の問題集や参考書には、英語や中国語で解説が載っているものもありますから、店頭やオンライン書店で購入して、貸与したり代金と引き換えで渡したりすることも支援の一つです。

また、願書を取り寄せたり、オンライン申込を手伝ったり、試験当日に会場まで送迎したり、事前に一緒に下見をしたりするのも技能実習生には心強いことでしょう。

その他、マークシート式の答え方に慣れておくことや、聴解問題の音声を聞いてやりかたに慣れておくことも合否に直結しますので、市販の問題集等を利用して、実際の時間配分で企業内で模擬試験をやってみることなども、大きな支援です。

最後に、申し込みの締切りが意外に早いことにもご注意ください。受付期間は各回約1ヶ月で、7月の試験は4月末、12月の試験は9月末が締切りです（詳細は公式サイトでご確認ください）。帰国後に母国での受験も可能ですから、状況に応じて受験タイミングをご検討ください。

## 2017年度 日本語指導担当者向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCO ホームページをご覧ください。どれも日本語指導経験のない方もご参加可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。お申込みはオンライン他、複数名様でご参加の場合等は、申込用紙ダウンロード後、FAX やメールのご利用も便利です。

### ☆日本語指導担当者実践セミナー (旧 日本語指導セミナー)

「技能実習生のための日本語 みどり」簡易製本版+CD進呈!

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO 日本語教材ひろば」内の教材等も紹介します。

賛助会員 10,000 円 非会員 13,000 円(1名)

6/16 東京、10/27 東京、11/17 富山、12/7 名古屋、12/8 高松、1/18 大阪、1/19 福岡、2/16 東京 (予定)

\*\*\* プログラム 9:30-16:30 \*\*\*

1. 講習の日本語指導のポイント
2. 講習の日本語指導計画
3. インターネットサイト「JITCO 日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
4. 「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
5. 授業実習

### ☆日本語指導トピック別実践セミナー (旧 日本語指導ワークショップ)

トピックに沿ってピンポイントで考える約3時間のコースです。賛助会員 5,000 円 非会員 8,000 円(1名/1プログラム) どちらか1つのプログラムだけでも受講できます。

2017年 9/8 東京 2018年 2/9 大阪、3/9 東京 (予定)

プログラム A: はじめての日本語指導

プログラム B: 日本語指導員のための日本語文法入門

午前午後のプログラムの順は回により異なります。

JITCO ホームページでご確認ください。

### ☆日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記のセミナーの日程が合わない場合の他、企業内研修等にもご利用いただけるプログラムもあります。

賛助会員 5,000 円 非会員 8,000 円(1名/1プログラム)

1プログラム約3時間。講師の交通費を別途ご負担ください。

- 技能実習生に対する日本語指導全般について、ご相談・ご質問を受け付けています。  
能力開発部援助課 メール hiroba@jitco.or.jp  
TEL 03-4306-1168  
FAX 03-4306-1115



## 入管への諸申請に当たり提出する写真について

法務省入国管理局では、地方入国管理局宛て在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請等に際し、申請書とともに提出する写真の規格を細かく規定しています。仮に、申請に際して規格外の写真を出した場合は、再提出を指示され、その再提出の指示に従わなかった場合には、これらの申請が不交付又は不許可という不利益処分となる場合もあります。

そこで本稿では、申請に際して提出する写真の重要性や、提出写真の規格についてもう一度おさらいし、ご留意いただきたい点などをご説明します。

### 1. 写真提出の根拠と提出が義務づけられている申請

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という）第7条の2に規定する在留資格認定証明書交付申請があり、その申請に際しては、法施行規則第6条の2により申請日前3ヶ月以内に撮影された顔写真1葉を提出することが定められています。その顔写真は、法施行規則別表第3の2に定める規格を満たし、その裏面には写真の氏名を記載したものとされています。

同様に、法施行規則には、中長期在留者の住居地以外の記載事項の変更届出、在留カードの有効期間の更新、紛失等・汚損等による在留カードの再交付申請、また、在留資格の変更、在留期間の更新、申請内容の変更の申出、永住許可、在留資格の取得、永住者の在留資格の取得並びに難民の認定の各申請に際しては、同様に写真1葉の提出が定められています。

以上のとおり、技能実習生が申請に際して写真を提出する手続には、在留資格認定証明書交付申請のほか、入国後の在留カードの諸申請、技能実習2号への在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請があります。

### 2. 提出写真の規格

(1) 提出する写真の規格等は、次ページの表(出典：法務省入国管理局HP)の通りです。【適当な写真例】、【不

適当な写真例】を参考に、規格にあった写真を提出していただきますようお願いいたします。

(2) 写真は、白黒又はカラー写真の指定はありませんので、いずれでもかまいませんが、背景の色は薄い灰色、青色などとし、人物の顔の輪郭と背景が明確になっている必要があります。

(3) 地方入国管理局に提出する顔写真の大きさは、縦4cm×横幅3cmです。パスポート及びマイナンバーカードが縦4.5cm×横幅3.5cm、自動車運転免許証が縦3cm×横幅2.4cm、日本国査証が4.5cm×4.5cmで、地方入国管理局に提出する写真の規格はパスポートの写真及びマイナンバーカードの写真の「顔の大きさ」とも若干違います。写真店でプリントを依頼するときも写真の規格を確認することが肝要です。

### 3. 写真提出に当たっての留意点

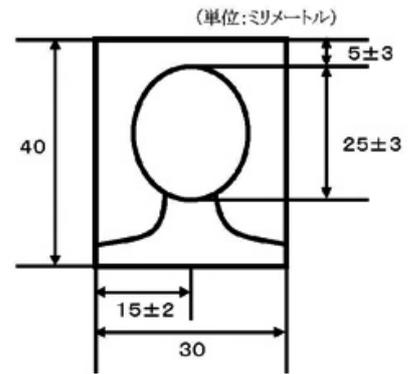
#### (1) 送出国等による顔写真撮影

在留資格認定証明書交付申請に当たって提出する技能実習生の顔写真については、海外の送出国から送られてくる場合がほとんどであると思われます。事前点検のためにJITCOにご提出いただいている申請書類の中には、海外で撮影された顔写真を使用しており、その大きさや品質が上記2の規格を満たさないものが散見されます。写真の解像度や品質も日本のものに比べて劣っていることもあります。その場合、改めて顔写真の規格を

### 提出写真の規格 (出典：法務省入国管理局 HP)

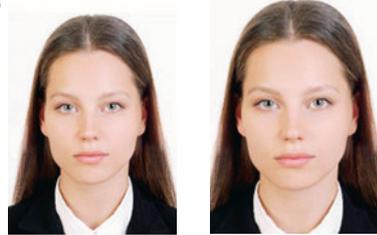
各種申請に際し提出していただく写真は、次のとおりです。また、以下の【適当な写真例】、【不適当な写真例】を参考に、規格にあった写真を提出していただきますようお願いいたします。

1. 写真のサイズ 縦 4cm、横 3cm
2. 申請人本人のみが撮影されたもの
3. 縁を除いた部分の寸法が、右図の各寸法を満たしたもの。  
【顔の寸法は、頭頂部（髪を含む）からあご先まで】
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景（影を含む）がないもの
6. 鮮明であるもの
7. 提出の日 3ヶ月前以内に撮影されたもの
8. 裏面に氏名が記載されたもの



#### 適当な写真例

●指定の規格を全て満たし、容易に人物を特定できるもの



#### 不適当な写真例

(1) 指定の寸法や規格を満たしていないもの

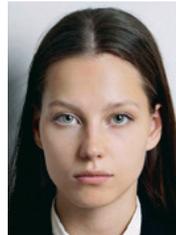
●中心からずれている



●顔が横向きになっている



●背景に影が写っている



●体が傾いている



(2) 顔の一部が隠れているもの

●眼鏡のフレームが目にかかっている



●眼鏡のフレームが非常に太い



●照明が眼鏡に反射している



●マスクで顔の一部が隠れている



●前髪で目元が見えない



●顔が布で覆われ影ができています



(注) 布等で覆われていても、顔が鮮明に写っているものであれば差し支えありません。

(3) 人物を特定しにくいもの

●平常の表情と著しく異なる



●背景の色が濃いため輪郭が特定しづらい



●ピンボケや手ぶれにより不鮮明



●顔に影がある



送出機関に正確に伝え、規格にあった写真の再送付を依頼する必要があります。

### (2) デジタルカメラで撮影した顔写真

海外の写真プリント等の技術が未熟であるなどの理由から申請者の顔写真をデジタルカメラで撮影して電子データで送信を受け、日本でプリントアウトされている監理団体もあるかと思えます。

デジタル写真のプリントに際しては、くれぐれも、顔写真データを画像処理して技能実習生本人の顔の大きさを変形したり、目の大きさや肌の色を変えたりしないようにします。また、デジタル写真をプリントアウトする際には、ノイズ模様、ドット模様やぎざぎざ模様のジャギーが発生しないようにし、プリント台紙も単なる上質紙ではなく、写真専用台紙にプリントする注意が必要です。

在留資格認定証明書交付申請書に貼付された顔写真は、技能実習生が日本に入国した大規模な国際空港において、上陸が許可されたときに本人に交付される在留カードの写真に転写されます。また、在留資格変更許可等の申請書に貼付する顔写真も在留カードの顔写真に転写され、カードのICチップ内に、顔画像やその他のカード表面の記載事項の情報が記録されています。このように、この顔写真には、本人を確認する必要性から厳しい規格が定められているのです。

### (3) 同じ写真の使回し禁止

技能実習生の顔写真については、申請の日前3ヶ月以内に撮影されたものとなっています。パスポート、運転免許証及びマイナンバーカードの顔写真の有効な撮影時期は、いずれも申請の日前6ヶ月ですが、入国管理局に提出する写真の撮影時期はそれらに比べて短くなっています。在留資格認定証明書交付申請書に貼付した顔写真を入国後6ヶ月又は1年しか経っていないからといって在留期間更新許可申請書に貼付して提出してはいけません。

なお入国管理局においては、いったん提出した写真は、出入国電算システムに電子データとして保管されています。在留資格認定証明書貼付の顔写真については、パスポートの写真と同じものが使用されていることがあるのですが、それらの写真を入国後の在留資格変更

許可申請書に貼付した場合、申請日前3ヶ月より前に撮影されたものであると判断され、再提出が指示されます。

※ 在留カードの12桁の番号は、個人情報監理の観点から、在留カードが交付される毎に新たな番号が付与されます。またICチップに記録されている情報は在留カードの表面記載内容と同じですので、市販ソフトを使ってICカードリーダーでICチップ内の顔写真や記録情報を確認し、在留カードが偽変造であるか否かを判別できます。

(出典：法務省入国管理局 HP)



## 4. 終わりに

入国・在留諸申請に際して提出する顔写真は、法令により定められた提出書類の一つであり、冒頭で申し上げたとおりこの顔写真が規格どおりでなかった場合には、地方入国管理局から顔写真の再提出が指示されることになります。

特に、在留資格認定証明書交付申請の場合には、海外で再度撮影する必要が生じ、その結果、当初予定されていた入国時期を変更することにもなりかねません。

JITCOによる事前点検を依頼されるときは、顔写真を確認し、規格どおりの写真を提出されるようお願いいたします。またJITCOでは、提出されている写真が規格に合っていないと判断されるときは、顔写真の差替えをお願いしています。

監理団体、実習実施機関の皆様におかれましては、今一度「提出写真の規格」をご確認いただき、規格に合った写真を提出いただきますよう、よろしくお願いたします。

技能実習生

お国ぶり・暮らしぶり

# あなたの国のスポーツ事情

春を迎え、ぽかぽかとした陽気になると、「家の外に出て、運動でもしようか」という気持ちになる人は多いのではないのでしょうか。スポーツは、心と体を鍛えて健康に過ごすために欠かせません。また人と人、国と国との交流に大きく貢献しているという側面もあります。今回お届けするのは、そんな各国のスポーツ事情についてです。国を代表するスポーツや、海外から伝わって定着したスポーツのことなど、多彩な話が集まりました。



## タイ

長島 文雄(有限会社アジアネットワーク代表)

### 健康増進のための新しいブームも

タイは、日本と違って年中蒸し暑い国です。何せ、常に昼間の気温が30℃を超す環境です。そのため、基本的には、必要以上に体を動かすことを好みません。町中の短距離の移動でさえ歩かずに、オートバイを使ったバイク・タクシーを利用するくらいです。タイでも日本と同様に、健康に対する関心度が高まっていますし、健康のために何かしなければいけないと思っはいるものの、なかなか行動するには……というのが実情のようです。

さてそんなタイなのですが、ここ数年で急速に事情が変わってきたことが2つあります。

1つ目は、大都市にスポーツ・ジムが次々と誕生したことです。有名なショッピング・モールの中には、必ずと言っていいほど出店しています。大通りからは、縦ガラス張りの窓越しに、ランニング・マシーンを使ってトレーニングしている人の姿をたびたび見かけます。最初は、タイに駐在している外国人向けなのかとも思いましたが、タイの人たちも結構利用しているみたいなのです。暑い屋外と違って館内は冷房が効いていて、運動に打って付けの室温が保たれているのでしょう。とはいえ、このようなジムに通うには高額な費用を払わなければなりませんので、庶民的とは言えません。

2つ目は、健康遊具をあちらこちらで見かけるようになったことです。健康遊具というのは、健康増進のための遊具です。対象は、子どもではなく明らかに大人です。置いてある場所は、公共の公園や地方都市の寺院の境内などです。寺院内にあるというのは、いかにもタイらしいですね。寺

院の遊具の寄贈者名を見ると王室になっていましたので、そのようなプロジェクトが行われているのかもしれませんが。こちらなら、スポーツ・ジムと違ってだれでも使うことができます。ただ、木陰のない場所ではボツンと置かれているまま、使われていない遊具もあります。太陽がカンカン照りの場所では、運動したいと思う人はいないのでしょう。その点、暑い時間を避けるように、朝、ランニングをしている人を見かけるようになりました。以前は、ランニングをするのは外国人ばかりだったのですが、タイの人たちの姿も多くなってきています。

ここからは、子どもたちのスポーツ事情についてお話ししましょう。少々昔の話をしますと、タイでのスポーツは大金を稼いでお金持ちになる手段の一つでもありました。現在でも、そのような傾向がないわけではありません。その中で最も有名なスポーツは、タイ式ボクシングのムアイタイ（ムエタイ）です。日本で言う、キックボクシングですね。貧しい家のまだ幼い少年が、ガード下の、けして整っていない設備のジムでトレーニングを積み、世界チャンピオンを目指すというのは有名な話です。タイ式ボクシングは、ハングリー精神を表す代表的なスポーツです。

ただ最近では、国内のプロサッカーチームの人气が高まり、タイ式ボクシングのチャンピオンではなく、サッカー選手になりたいという夢を持つ子どもが多くなってきています。

それから最後にもう一つ。タイの田舎へ行くと、川や池などで子どもたちが楽しそうに水遊びをしているのをよく見かけます。このように幼い頃から水に親しんでいますので、さぞや水泳が盛んなのかと思ったら、そうでもないのです。意外なことに、タイの人って泳げない人が多いのです。というのも、学校で水泳を教えないからなのです。そういえば、家の近くに川や池はあっても、普通の学校にプールはありません。川などで遊んでいる子どもたちをよく見ると、ただ飛

び込んでいだけで泳いではいけません。暑い国ですので、水泳なんていいと思うのですがね。



## フィリピン

小嶋 愛(東京外国語大学 外国語学部 東南アジア課程 フィリピン語専攻)

### 実は、スポーツ大国のフィリピン。オリンピックのメダリストも輩出

フィリピンで親しまれているスポーツといえば、ボクシングとバスケットボールです。拳一つでファイトマネーを稼ぐボクサーは憧れの対象であり、貧困を脱する手段の一つとして、昔から庶民の間でボクシングが親しまれてきました。これまでにフィリピンは、オリンピックで10個のメダルを獲得していますが、そのうちの半分にあたる5個はボクシングで獲得しています。1932年のロサンゼルスオリンピックで、ホセ・ヴィラヌエバ選手はボクシングで初の銅メダルを獲得し、1964年の東京オリンピックでは、息子のアントニー・ヴィラヌエバ選手が全競技を通して初の銀メダルを獲得しました。また、フィリピン南部に位置するミンダナオ島出身のプロボクサー、マニー・パッキャオ選手は史上2人目の6階級制覇を成し遂げたことで有名です。数え方によっては史上初の8階級制覇、または実質10階級制覇と言われることもあります。貧しい家庭の出身でありながら億単位のファイトマネーを稼ぐようになったパッキャオ選手は、ボランティア活動にも熱心で、国内では映画の題材になるなどとても人気があります。

フィリピンでバスケットボールが人気だというイメージはあまりないかもしれませんが、現在(※2017年1月19日時点)、国際バスケットボール連盟(FIBA)のランキングで総合27位、アジア3位に位置しています。日本が総合48位、アジア8位であることと比較すると、好成績であることが分かります。必要なものはゴールとボールのみという手軽さで、街を歩けば、コートのないところでもプレーしている様子を見ることができます。2019年に開催予定のFIBAバスケットボール・ワールドカップの誘致合戦では惜しくも落選してしまいましたが、誘致プレゼンテーションでは、スポーツファンのうち80%がバスケットボールファンであると紹介されました。フィリピンバスケット連盟(PBA)には12チームが加盟しており、しのぎを削っています。また、フィリピン大学競技協会(UAAP)はメトロマニラに拠点を置く8大学で構成されており、15の競技で年間チャンピオンシップを争います。特にバスケットボールの試合は人気があり、チケット

の売切れが続出する程です。

最後に、世界で活躍するフィリピン人の選手やフィリピン系の選手を紹介したいと思います。フィリピン国内ではあまりメジャーでないスポーツでも、拠点を海外に移してトレーニングを積み、世界大会に出場する選手がたくさんいます。2014年のソチオリンピックで一躍有名になったのが、フィギュアスケートのマイケル・クリスチャン・マルチネス選手です。フィリピン人フィギュアスケーターとして初めて国際大会で優勝したり、国際大会でトリプルアクセルを成功させたりするなどキャリアを積んできました。そして2014年のソチオリンピックでは、唯一のフィリピン代表としてオリンピックに挑みました。フィギュアスケート選手の冬季オリンピック出場は、フィリピンにとっても東南アジア各国にとっても初めての出来事でした。また、日本にも有名選手が多い卓球でも、フィリピンに関わりのある選手が活躍しています。2016年のリオデジャネイロオリンピックで、卓球男子団体が銀メダルを獲得したことは記憶に新しいことです。この時の代表メンバーである吉村真晴選手の母は、フィリピン出身の方です。

残念ながらフィリピンでは、初等・中等教育で多くの競技を経験できる環境が整っているとは言い難い現状にあります。世界で戦う選手の活躍を機に、スポーツを日常に取り込む流れが進むといいなと思います。



## ベトナム

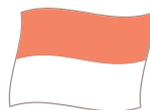
ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

### 伝統のスポーツ、欧米から導入したスポーツのどちらも親しまれています

ベトナムでは、日本と同じように、伝統的なスポーツと欧米から導入されたスポーツとが、ともに存在しています。伝統的なスポーツというと、一番よく知られているのは、格闘技の「Đấu vật」(ダウ・ヴァット)と「Việt Võ Đạo」(ベト・ヴォ・ダオ、英名は Vovinam ボビナム)です。

Đấu vật は古くから伝わる格闘技で、日本の相撲と同じように丸い土俵の上でふんどし姿の二人が格闘して、相手を倒したほうが勝ち、というスポーツです。ただ、日本の大相撲のように年間数回の相撲場所を開催するのではなく、旧暦の正月のイベントの一環として、年初15日目に開かれる祭りの前後に村々で催されます。

一方、Việt Võ Đạo は、1938年頃にグエン・ロックというベトナム人により創立されました。現在、アジア各国はもちろん、ヨーロッパ、アメリカ、日本など世界45ヶ国に広が



## インドネシア

秋谷 恭子(JITCO母国語相談スタッフ)

### 様々なスポーツに意欲的で4年に一度の「州対抗」の競技大会が大人気

インドネシアも熱帯の国です。「暑い国でスポーツするなんて大変そう! そう盛んじゃないでしょ?」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ところが意外にも、インドネシアの皆さんは熱心にスポーツに取り組んでいます。屋内外の一般的なスポーツはもちろん、武道や格闘技、モータースポーツからウィンタースポーツ、そしてその観戦まで、とても意欲があり、活動的です。

インドネシアでは、日本の国民体育大会(国体)に当たる「Pekan Olahraga Nasional」(ペカン オラアラガ ナショナル、略称 PON ポン)が、4年に一度開催されています。Pekan(ペカン)は「週」(初級インドネシア語で学ぶ、同じ意味の minggu ミングウと共に覚えるといいですね)、Olahraga(オラアラガ)は「スポーツ」、Nasional(ナショナル)は「国家、国民」ですから、「国民体育週間」といった感じですよ。

PONは10日前後の開催期間で、総合スポーツ競技を州対抗で競い合う大会です。第1回大会は、1948年に中部ジャワ州にあるスラカルタ(別名ソロ)で開催されました。最近の開催では、昨年に西ジャワ州のバンドゥンで第19回大会が開催され、西ジャワ州が総合優勝しました。この大会での競技種目は44種目に及び、オリンピック競技の種目以外にも、卓上頭脳ゲームのチェスやブリッジも含む点が面白いですね。他にも、ドラゴンボート競技、ビリヤード、マーチングバンド、インドネシアのキックボクシング Tarung derajat(タルンドウラジャト)や、拳法の Pencak Silat(ブンチャック シラット)の競技もあり、盛りだくさん。技能実習生の中には、この Pencak Silat を幼い時に習ったことのある人もいないのでしょうか? ちなみに次の記念すべき第20回目のPONは、いつになるかというところ、ちょうど、東京オリンピック開催年の2020年です。開催地は、インドネシアの最も東に位置するパプア州の州都ジャヤブラ。開催日は、まだ公表されていないようです。

インドネシアはオリンピックでも活躍しています。昨年開催された2016年のリオデジャネイロオリンピックでは、インドネシア代表は男子バドミントンで金メダルを1個、重量挙げで銀メダルを2個獲得しました。バドミントンは、以前からメダル獲得の期待される種目でしたが、ここ最近では重量挙げの選手の活躍が目立っています。

る総合武術です。諸外国に抑圧され続けた長い歴史の中で、ベトナム民族を「武術によって心身ともに励まし鍛える」のために創始されたのだそうです。ポピナムは中国の拳法・古武術などと西洋のレスリング、キックボクシングなどを取り入れて個性のかつ合理的な技術形態を形成した、といわれています。日本ではマスターフゴという元プロレスラーにより導入されています。

欧米から来たスポーツとしては、フランス植民地時代からのサッカーやテニスなどが人気です。現在、サッカーは、プレーはもちろん、観戦についても、老若男女を問わず熱狂的なファンがいます。私も幼い頃に、大雨の中、兄が近所の男の子たちとにぎやかに道路でサッカーを楽しんでいたのを覚えています。サッカーの観戦は、スタジアムに行かない場合には、自宅で試合のラジオ中継をよく聴いていました。といっても当時は各家庭にラジオはなく、各世帯に設置されたスピーカーを通じて、放送局からの中継を聴いていたのです。解説者が熱烈に盛り上げることもあって、あつという間に試合が終了したと感じたものでした。

ベトナムのサッカー全国選手権 V-league は、1980年に誕生しましたが、2001年の大会から本格的にプロサッカーリーグとなって、外国人選手もプレーできるようになりました。現在は、日本企業のベトナム法人がスポンサーとして大会を開催していて、ベトナムのサッカーのレベルを高めるために、日本からもいろいろと支援を受けています。例えば、ある日系企業は2012年からベトナムのサッカーの将来のためにプロジェクトを始めていて、U6、U8、U10を対象に選抜試合を開催し、優秀な子どもたちを選抜しています。そして日本側が提供する教科書と日本人コーチの協力で、その子どもたちを育成します。こうした援助を通じてベトナムのサッカーがアジア地域で通用するレベルまでに少しずつ上がっていくことを期待しています。

一方、テニスは、道具や設備、経費がかかる「富裕層のためのスポーツ」だと感じられています。ベトナムの北部では、テニスを楽しむ人はベトナム戦争中にほとんど消えてしまいました。1986年からドイモイ政策が始まって以来、テニスは、富裕層の間で再び人気を呼びようになりました。また最近ではゴルフも広まり、とくにベトナム人のビジネスマンにとっては欠かせないスポーツになりつつあります。日本のビジネスマンと同じように、「プレーしながらビジネスの話をする」ことが浸透してきているのです。

スポーツは物理面でも精神面でも健康維持のためには欠かせないと思います。スポーツをする人がこれからも増えていくといいなと思います。

さて、ここまではインドネシア国内でのスポーツに関して、ごく一部を紹介しましたが、インドネシアからの技能実習生の若者たちも、大のスポーツ好きです。実習実施機関でも、仕事の後に、技能実習生たちをフットサルやバドミントンなどに誘って、共に汗を流している企業もあるのだとか。

またここ数年、インドネシアの若者の間では、登山がブームになっていて、富士登山に憧れる人も多いそうです。日本国内での登山についてはインドネシア語の情報が少ないため、実際に登山する時は日本人頼りになってしまいますが、実習実施機関の皆さんと、周辺の山でのハイキングを楽しんだお話しもよく聞きます。インドネシアにはない最新のアウトドア用品を求めてショップに赴けば、グッズを選ぶ目は真剣そのものです。

スポーツではありませんが、地元のお祭りに参加して、お神輿を担いで汗を流す、なんてことも。若者の数が少なくなった地域では、技能実習生の参加が喜ばれ、とても心温まる交流があります。

技能実習では、ただ技能を習得するだけでなく、このようなスポーツを通じた交流が、インドネシアの若者の心に残る素晴らしい体験になることを願っています。



## 中国

羌 国華(JITCO元母国語相談スタッフ)

### ピンポン(卓球)を軸に見る 中国の近代スポーツ史

中国では毎日のように、公園で大勢の人々が、太極拳や気功、音楽に合わせてダンスする風景が多く見られますが、最も人気が高いスポーツと言えば、やはり卓球です。卓球は「国球」と定められ、その発展は、中国のスポーツ事情の縮図になっています。2014年6月にミルウォード・ブラウン社が行った中国における調査でも、卓球はバドミントン、水泳と共に、好きなスポーツとして選ばれています。

1949年に新中国となりましたが、それまでの中国はオリンピックに3回参加したものの、1回もメダルを獲得できませんでした。卓球での大活躍の始まりは、建国10周年に当たる1959年に参加した、第25回世界卓球選手権大会(ドイツ)で、容国団氏が男子シングルスで優勝し、中国初の世界チャンピオンとなったことです。当時の周恩来総理は、この初優勝と建国10周年を合わせて「ダブルの喜び」と見なし、中国で初めて生産された卓球台に「紅双喜」と名付けました。卓球ブームはたちまち全国に広まり、スポーツ普及の原動力

になりました。2016年3月の第53回世界卓球選手権まで、中国は男女団体優勝21回、男子シングルス優勝18回、男子ダブルス優勝16回、女子団体優勝21回、女子シングルス優勝21回、女子ダブルス優勝20.5回※、混合ダブルス優勝18.5回※と優れた成績に輝きました(※0.5回は他国と共同優勝)。また、第49回世界卓球選手権までに、中国は5回も全7種目を制し、前人未踏の業績を残しています。

ちなみに1971年3月28日から4月7日にかけて愛知県名古屋市で開催された第31回世界卓球選手権大会では、中国は「ピンポン外交」を展開しました。大会中、中国代表団のバスに間違っって乗りこんだアメリカ代表団の選手が、中国選手に親しく声をかけられ、握手を交わしたのがきっかけです。4月10日から17日にかけて、アメリカ代表は、中国代表団の招待に応じて中国を訪問し、22年間断絶してきた中米外交のドアを開いたのです。小さく軽い白いボールが世界を動かす力を見せたのです。

中国のスポーツは3つの発展の段階を経てきたと思われる。

1つ目のステップは1949年から1983年まで。中国では経済的に豊かでない時代であり、しかも1966年から1976年までの文化大革命の間は、生産、教育、スポーツ等は正常に行われていませんでした。中国のスポーツと言えば、ラジオ体操(1951年11月に最初のラジオ体操が発表され、現在に至り、すでに9シリーズ目を数えています)、バスケットボール、バレーボール、ハイキング、駆け足、登山、水泳、太極拳等しかありませんでした。

2つ目のステップは1984年頃です。工業、農業、国防、科学技術の各分野で近代化を達成するという目標に合わせ、スポーツでも世界の一流に追いつき、追い越すために、「スポーツ活動に力をいれよう」と中央政府が通達を出しました。諸外国とのスポーツ交流も盛んになりました。

3つ目のステップは、1994年に、中国サッカーAクラスリーグが開始したことです(2003年に中国サッカー協会スーパーリーグに衣替え)。これをきっかけに、中国のスポーツはプロリーグの時代に入ります。プロバスケットボールリーグ(CBA)が1995年、バレーボールでは、男子および女子のプロリーグが1996年から、女子サッカーリーグは1997年から発足しました。プロリーグへのスポンサー等の導入により商業化とも結びつくようになりました。

この3つの段階を経て、結実したものが、2008年の第29回夏季オリンピック北京大会の招致でした。この大会は成功し、中国は金メダル51個を獲得し、金メダルの獲得数でトップに輝きました。約60年で中国はスポーツ強国に仲間入りを果たしたのです。

# JITCO ニュース

## 第25回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール募集要項について

JITCO では、今年も以下のとおり日本語作文を募集します。皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。



2016年度「第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」表彰式の様子

### ■作品募集のご案内(PDF)

🌐 <http://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2017/boshu/guidance.pdf>

### 1. 応募資格

募集期間内に、日本に在留する外国人技能実習生又は研修生であること。応募は一人一作品で、自作の未発表の作品に限ります。

### 2. 募集期間

2017年4月3日(月)～5月12日(金) 必着

### 3. テーマ

自由(特定のテーマを設けませんので自由にお書きください)

### 4. 使用言語

日本語

### 5. 応募形式

A 4サイズの400字詰め原稿用紙3枚で、文字数1,200字以内(本文)

#### ■たて書き用(PDF)

🌐 [http://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2017/boshu/writing\\_paper\\_y.pdf](http://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2017/boshu/writing_paper_y.pdf)

#### ■よこ書き用(PDF)

🌐 [http://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2017/boshu/writing\\_paper\\_x.pdf](http://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2017/boshu/writing_paper_x.pdf)

- 応募は一人一作品で、自作の未発表の作品に限ります。
- 応募された皆様には巻末に応募者全員の名簿(氏名・所属機関名)を記載した優秀作品賞をひとり一冊ずつ無料でさしあげます。
- 本人自筆の原本に限ります。ワープロ・パソコン使用による原稿及びコピー原稿は受け付けません。
- 作品には必ず題名と氏名を記入してください(原稿用紙の枠外)。
- 原稿は縦書きでも横書きでもかまいません。
- 筆記用具の指定は特にありませんが、鉛筆の場合は2B以上の濃い鉛筆をお使いください。
- 募集案内はインターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」(<http://hiroba.jitco.or.jp/>)からもダウンロードできます。各国語の募集案内や応募規定に合わせた400文字詰め原稿用紙のほか、外国人にとって不慣れた原稿用紙を使った書き方の説明も、各国語でご覧いただけます。

### 6. 応募方法

応募用紙をJITCO ホームページ 🌐 <http://www.jitco.or.jp/nihongo/17boshu.html> からダウンロードし、必要事項を記入のうえ、応募作品に添付し、下記の宛先へ郵送してください。

#### 【作品応募先】

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5  
五十嵐ビルディング11階  
公益財団法人 国際研修協力機構  
能力開発部援助課 作文コンクール事務局

- 応募用紙は、記入漏れのないようにお願いします。
- 応募用紙は、応募者本人以外の方が記入してもかまいません。
- FAX や E-mail では受け付けません。

### 7. 賞

- 最優秀賞(技能実習生・研修生計4名程度)  
……………表彰状及び賞金(5万円)
- 優 秀 賞(技能実習生・研修生計4名程度)  
……………表彰状及び賞金(3万円)
- 優 良 賞(技能実習生・研修生計20名程度)  
……………表彰状及び賞金(2万円)
- 上記入賞者の他に佳作を選出し、記念品を授与します。
- 上記入賞者及び佳作の作品は「日本語作文コンクール優秀作品集」に掲載します。

### 8. 入賞作品の発表

所属機関を通じて入賞者に通知するとともに2017年8月下旬にJITCO ホームページで発表する予定です。

### 9. その他

- (1) 審査に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- (2) 募集要項に即していない作品は、審査の対象外となります。
- (3) 応募用紙に記載された個人情報、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。
- (4) 応募作品は返却しません。
- (5) 応募作品の著作権はJITCO に帰属します。

#### JITCO ホームページ上で、2016年度「日本語作文コンクール」表彰式の一部をご覧いただけます。

JITCO ホームページ「JITCO チャンネル」

🌐 [http://www.jitco.or.jp/jitco\\_channel/index.cgi](http://www.jitco.or.jp/jitco_channel/index.cgi) では、2016年度「第24回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」の表彰式で行われた最優秀賞受賞者4名による作品の朗読と、懇親会でのインタビューの様子を公開しています。ぜひご覧ください。

### ▶ 本件に関する問い合わせ先

能力開発部援助課 作文コンクール事務局  
TEL 03-4306-1183 FAX 03-4306-1115

	内容	場所	担当部	TEL
4月	19日(水)	技能実習制度説明会	JITCO本部	企業部相談課 03-4306-1160
5月	17日(水)	技能実習制度説明会	東京	企業部相談課 03-4306-1160
6月	7日(水)	技能実習制度説明会	東京	企業部相談課 03-4306-1160
	16日(金)	日本語指導担当者実践セミナー(旧名称 日本語指導セミナー)	東京	能力開発部援助課 03-4306-1168
	28日(水)	特別講座「監理実務講座」	JITCO本部	企業部相談課 03-4306-1160

2017年度セミナーの受付を開始しました!

今年度もJITCOでは、技能実習制度を利用する上で役立つ様々なセミナーを開催します。

4月開催のセミナーについては、JITCOホームページで受付を開始しています。今後も、開催の要件が整い次第、セミナー情報を公開しますので、是非ご活用ください。皆様のご参加をお待ちしております。

ホームページリニューアルのご案内

JITCOが開催するセミナーについて、より分かりやすくご案内できるように、ホームページ上のセミナーサイトを一新いたしました。

併せて、2017年度セミナーより、セミナーへのお申込方法が原則「オンライン申込」のみとなります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



技能実習生向けチラシのご案内～JITCOホームページから無料でダウンロードできます!

JITCOでは技能実習生の母国語による技能実習生向けチラシやパンフレットを作成しています。是非ホームページからダウンロードしてご活用ください。

〈ダウンロードの一例〉

●JITCOホームページ「適正実施のために」



●「適正実施ガイド」ダウンロード

●ストップ不適正事例



●技能実習生向けチラシの作成について



★マイナンバー制度、★行方不明者発生防止、★ネット犯罪防止等のチラシがあります。

●PDFのダウンロードが始まる



編集後記

■本誌前号(2017年1月号)でご案内のとおり、昨年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」が国会で成立し、同年11月28日に同法が公布されました。本誌本号の編集時点では、同法の詳細を定めた政省令等が確定しておらず、施行日についても未定ですが、2017年内の施行が予定されています。技能実習法に基づく今回の制度改正は、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制などが新たに導入されるなど、技能実習制度の創設以来、約四半世紀の歴史の中でも、制度の創設に匹敵するほどの非常に大きな改正であるとも言われます。

こうしたなか、2017年3月、JITCOでは技能実習制度の主務官庁である法務省・厚生労働省から講師を招き、外国人技能実習制度「新制度説明会」を全国8カ所(開催順:東京、名古屋、高松、福岡、大阪、広島、仙台、札幌)で計10回開催いたしました。「新制度説明会」には監理団体、実習実施機関の皆様が約5000名(10開催計)出席され、約3時間にわたり法務省・厚生労働省から技能実習法及び政省令案等についての説明が行われました。まもなく確定した政省令や運用要領等が公表されるとのことですので、今後の本誌でも新制度に関する情報や解説を随時掲載していく予定です。(N)

かけはし(JITCO JOURNAL) 第26巻129号

発行日 2017年(平成29年)4月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構  
〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階・12階

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <http://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生・研修生を受け入れる体制作り

# 割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

## 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

## 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

## 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

## 4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

NEW!  
プレミアム  
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。  
 (注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。  
 ※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。  
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。  
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)  
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。  
保険に関するお問い合わせは

取扱代理店(お問い合わせ先)  
**株式会社国際研修サービス**  
 TEL 03-3453-3700  
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

FAX 03-3453-3703  
 メールで印鑑不要の簡単加入!!



# 技能実習 Days

JITCO ホームページ内「技能実習 Days」では、監理団体・実習実施機関の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真を幾つかご紹介します。 ※以下敬称略

恒例のお花見交流会の様子です。この年は桜前線が停滞し、満開の桜の下で、とはいきませんでしたが、300人程いる技能実習生の内、約100名が参加しました。

当組合と、技能実習生がコミュニケーションできる貴重な時間でした。

## 圏友協同組合



当組合に所属する前田道路(株)中部支店の協力会社のベトナム人技能実習生15名が、三重県内の遊園地を訪問しました。

初めてのジェットコースターやアトラクションに乗ったり、アトラクションのスタッフさんの発車合図に元気良く応えたり、とても楽しみました。

## 協同組合クリエイティブ

レクリエーションの一環で、技能実習生の皆さんと京都へ行って来ました。京都タワーの展望台へ上がったリ、技能実習生が一番行きたがっていた 金閣寺、銀閣寺、清水寺を訪ねたりしました。

「日本に来て良かった」「帰国するまでたくさんの思い出を作りたい」と言ってくれたことがとても嬉しかったです。

## 能美金型製作所



\*他にも、皆様からお送りいただいた写真は JITCO ホームページ内「技能実習 Days」にてご覧いただけます。

## 写真を掲載しませんか？

掲載可能なお写真などありましたら、ぜひ総務部広報室(kouhou@jitco.or.jp)まで写真データをお送りください(応募は随時受付中です)。